

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると霞ヶ浦は水防警報および洪水警報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。霞ヶ浦浸水想定区域は、概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨（霞ヶ浦流域に 192 時間雨量で 853mm、72 時間想定最大規模降雨量は 660mm）による外水氾濫の想定で、霞ヶ浦の湖岸平野と桜川低地の浸水が予想されている。

桜川は水防警報および洪水予報を行う県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。桜川浸水想定区域は、概ね 30 年に 1 回程度起こる大雨（桜川流域に 48 時間雨量で 746mm、ピーク時の 1 時間雨量で 77mm）による外水氾濫の想定で、桜川低地の広範囲に、最大 5m 程度の浸水が予想されている。

近年は、1986 年 8 月の温帯低気圧で、浸水被害等が発生しているが、平成以降は目立った被害は発生していない。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると砂防事業・治山事業の基礎調査で把握されている土砂災害危険箇所・山地災害危険地区のうち、がけ崩れ（急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区）と土石流（土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区）の危険箇所は新治地区に限られ、急傾斜地崩壊危険箇所は多くが土浦地区に分布する。

また、県により土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域がしていされている。

土砂災害危険箇所等の状況（単位：箇所）

種類	区分		箇所数	合計
土砂災害危険箇所 (※)	急傾斜地崩壊危険箇所	(Ⅰ)	66 (65)	87 (85)
		(Ⅱ)	14 (14)	
		(Ⅲ)	7 (6)	
	土石流危険渓流	(Ⅰ)	7 (7)	9 (9)
		(Ⅱ)	0	
		(Ⅲ)	2 (2)	
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区		5	12
	崩壊土砂流出危険地区		7	
合計			108 (94)	108 (94)

※（ ）内は、土砂災害(特別)危険区域

※区分：Ⅰは、被害想定区域に公共的建物があるか又は人家数が 5 戸以上、Ⅱは 1~4 戸、Ⅲは 0 戸

(地震：ハザードマップ・J-SHIS)

土浦市地域防災計画では、茨城県地震被害想定調査による、茨城県南部地震（マグニチュード 7.3）の被害想定から推定される土浦市の被害は、全壊焼失する建物数が最大で 670 棟、負傷者数が 340 人に上ると予測され、市内で多数の住民が罹災し、避難生活を強いられる可能性がある。

この他、F1 断層、北方陸域の断層、塩野平地震断層による地震や、茨城県沖にかけての地震などの可能性があるとしており、発生した場合は、マグニチュード 7.1~8.4 と茨城県地震被害想定調査により推定されている。

また、地震ハザードステーション（J-SHIS）の防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 57.9%の確率で発生するとも言われている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。感染症が流行するなかでは、本市の主要産業である卸・小売業、サービス業において、外出自粛や行動制限の影響により、集客が困難となり売上減少することが想定される。また、製造業においては、部材の調達が困難となるほか、サプライチェーンの寸断により生産活動が低下し、売上が減少することが想定される。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 6,373 者 小規模事業者数 4,332 者

本市の業種別商工業者数（カッコ内は小規模事業者数で内数）

業種分類	商工業者数	備 考	
農林漁業	24 (19)	市内に点在しているが、霞ヶ浦周辺に集積している	
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)		
建設業	674 (636)	市内に点在している	
製造業	353 (265)	神立地区工業団地および、その周辺に集積している	
電気・ガス・熱供給・水道業	9 (5)	市内に点在している	
情報通信業	47 (24)	市内に点在している	
運輸業、郵便業	193 (129)	市内に点在しているが、交通の便の良い IC 付近に集積している	
卸売業、小売業	1,709 (982)	市内に点在しているが、小売業は土浦駅周辺に集積している	
金融業、保険業	123 (92)	市内に点在している	
不動産業、物品賃貸業	410 (378)	市内に点在している	
学術研究、専門・技術サービス業	270 (181)	市内に点在している	
宿泊業、 飲食サービス業	宿泊業	52 (46)	土浦駅周辺に点在している
	飲食サービス業	794 (484)	市内に点在している
生活関連サービス業、 娯楽業	旅行業、娯楽業	92 (68)	市内に点在している
	その他	501 (421)	市内に点在している
教育、学習支援業	181 (108)	市内に点在しているが、一部土浦駅周辺に集積している	
医療、福祉	460 (209)	市内に点在している	
複合サービス事業	34 (20)	市内に点在している	
サービス業（田に分類されないもの）	464 (264)	市内に点在している	
合 計	6,373 (4,332)	管内は 425 者	

【出典】平成 28 年総務省「経済センサス」

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・土浦市地域防災計画の策定（令和 2 年 10 月修正）  
市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。
- ・業務継続計画の策定（令和元年 10 月）  
災害時に人、物、情報等の利用できる資源に制約がある状況下においても、行政機能、行政活

動を維持継続するために、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を特定し、緊急時における様々な状況に対して適切な行動を可能にする。

・防災訓練の実施

災害時における円滑な防災活動と住民相互の協力体制の強化、防災意識の高揚を図るため、市民参加型の防止訓練を実施している。

・防災対策用資材・備品の備蓄・整備

大規模災害が発生した際の初期対策として、避難所となる各小中学校に防災倉庫を設置し、保存食、保存水や毛布等の生活必需品のほか、発電機や簡易トイレ等の資器材を備蓄。また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、消毒液やプライバシーシート等の感染対策用備品の整備を進めている。

## 2) 当会の取り組み

### (自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む。以下「事業者BCP」とする。）に関する国の施策を周知するとともに、事業者BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。  
また、損害保険株式会社等と連携し、災害時に備える会員向け保険制度への加入促進に取り組んでいる。

### (感染症)

- ・資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、日本政策金融公庫と連携し融資相談を実施している。
- ・茨城県商工会連合会と連携して、当会、全会員事業所を対象に、同感染症により企業活動にどんな影響を受けているのかについて実態調査を実施している。

## 2 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### (商工会の課題)

- ・当会には、有事の際の防災経験及び訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮すると遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

### (管内事業者の課題)

- ・管内事業者の事業者BCPの策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、事業者BCPへの関心が低く、事業者BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっており事業者BCPに関する支援は少なく支援の比重も低いため、事業者BCPのメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、事業者BCPの策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

### 3 目標

#### (自然災害)

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - 事業継続力強化計画認定 2社 / 年
  - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 2社 / 年  
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、その他）
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、商工会と市との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内および関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### (感染症)

- ・行政（国・県・市）や茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- ・緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- ・中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- ・組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- ・当所内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所や医療機関への報告や当所会館の消毒や閉館の考え方）について、あらかじめ当会のBCPに盛り込む。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- ・感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や茨城県商工会連合会と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

#### (その他)

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

当市と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### (ア) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力計画等、その他即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### (イ) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は令和4年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

#### (ウ) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### (エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCP（事業継続力計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・土浦市新治地区事業継続力強化支援協議会（構成員：当会・当市）を発足、開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### (オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業承継に係るバックアップの手順確認。
- ・自然災害（マグニチュード震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## (2) 発災後の対策

### ■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。前述のように職員の居住地により災害発生時においても、全職員の30%(1名)の職員は出勤できるものと想定する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

#### 3) 被害情報の共有

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

### ■感染症の世界的大流行(パンデミック)

感染症の世界的大流行(パンデミック)が発生した場合は、以下の手順で対応する。

#### 1) 管内事業所に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

#### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・ 当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

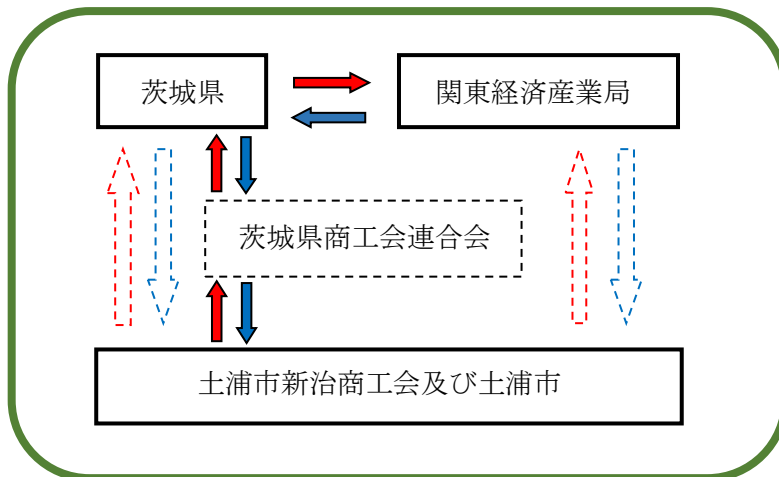
4) 被害情報の報告

- ・ 当会と当市とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。  
また、当商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・ 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式)

産業機械修理団体の被害状況

団体の名称 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇		
1. 被害状況の概要 ① 被害の種類 ② 被害の発生時期 ③ 被害の発生場所	④ 被害の発生原因 ⑤ 被害の発生状況	⑥ 被害の発生状況 ⑦ 被害の発生状況
2. 被害状況の詳細 ⑧ 被害の種類 ⑨ 被害の発生時期 ⑩ 被害の発生場所		
3. 被害状況の詳細 ⑪ 被害の種類 ⑫ 被害の発生時期 ⑬ 被害の発生場所		

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、土浦市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。



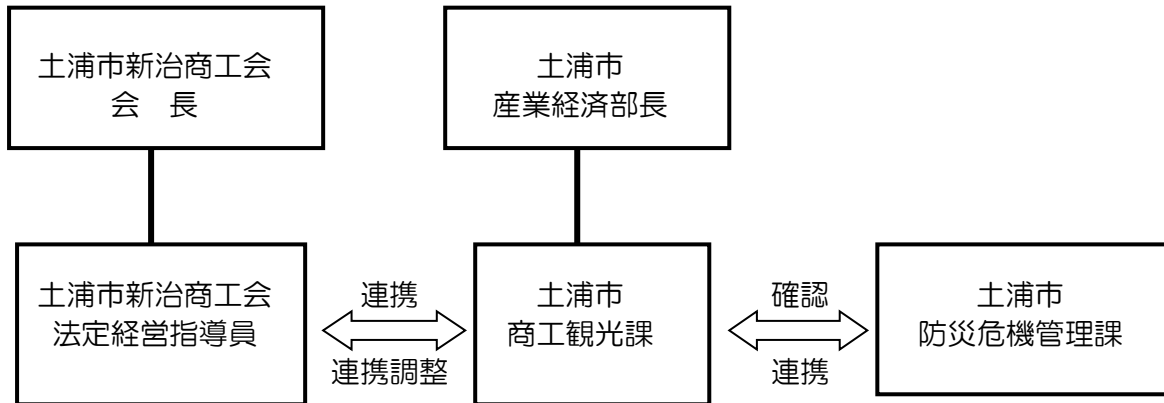
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年11月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 岡本正宏 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 土浦市新治商工会

〒300-4117 茨城県土浦市高岡 1902-7  
TEL: 029-862-2325 / FAX: 029-862-5077  
E-mail:n-shoko@bb.wakwak.com

② 土浦市

土浦市都市産業部 商工観光課  
TEL: 029-826-1111 / FAX: 029-823-9220  
E-mail:shokou@city.tsuchiura.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金	500	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	270	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、茨城県補助金、土浦市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等